

環境経済・政策学会2017年大会 企画セッション
地域の持続性と社会イノベーション：
社会的受容性と協働ガバナンスから考える
9月9日(土)13:00～15:00 @高知工科大学永国寺キャンパス

4件の報告に対する討論

東京大学大学院工学系研究科都市工学専攻

森口 祐一

1

三社会の統合、横断、連携

○低炭素、循環型、自然共生という三本柱

- ・ 確立した(しかけている)三つの柱であるが、これが最も適切な3つなのか？
- ・ 三社会統合による持続可能な社会は、持続可能な開発の古典的な三本柱(環境、経済、社会)を適切にカバーしているか？
- ・ SDGsの17の目標がカバーする範囲との関係は？
- ・ そもそも「環境立国」は社会で広く受容されているのか？
- ・ 国民に理解されやすいか？
- ・ といった批判的視点を持ちつつも、マクロな制度的受容性の観点から、この3軸に沿って議論を具体化することが現実的

○三社会の関連性

- ・ 3つのうち2つの重なりは論じやすい
- ・ 3つ全ての重なりはバイオマスばかりに目が行きがち(副作用は要注意)だが他に何がありうるか？

2

循環型社会とは？

- ・ 循環型社会形成推進基本法(平成12年6月)第2条における定義

「循環型社会」とは、製品等が廃棄物等になることが抑制され、並びに製品等が循環資源となった場合においてはこれについて適正に循環的な利用が行われることが促進され、及び循環的な利用が行われない循環資源については適正な処分が確保され、もって天然資源の消費を抑制し、環境への負荷ができる限り低減される社会を言う。

3

循環型社会とは？

- ・ 環境保全のための循環型社会システム検討会(座長: 寄本勝美早稲田大学教授)の報告(平成2年11月)

「人間の経済活動においては、自然生態系の中から、資源とエネルギーを採取し、これを投入財として生産を行い、製品の流通、消費を経て不要となったものを再び環境に戻す(廃棄する)活動が不断に営まれている。こうした活動は、科学と技術が発達し、自然資源の加工と利用が高度になり、自然界にはないものをも生産利用するにつれ、一層自然生態系の循環とは掛け離れたものとなっていく。これを自然生態系と適合させるためには、廃棄より再使用・再生利用を第一に考え、新たな資源の投入をできるだけ抑えることや、自然生態系に戻す排出物の量を最小限とし、その質を環境を攪乱しないものとする必要がある。こうした経済社会の在り方は「循環型社会」と呼ぶことができよう。」

4

社会的受容性における「社会」、「地域」の構成要素

○社会的受容性の4要素



	④地域的受容性(ミクロ)
①技術的受容性(マクロ)	地域的技術受容性
②制度的受容性(マクロ)	地域的制度受容性
③市場的受容性(マクロ)	地域的市場受容性

渡邊論文における7つの観点の最後の「地域」とは？

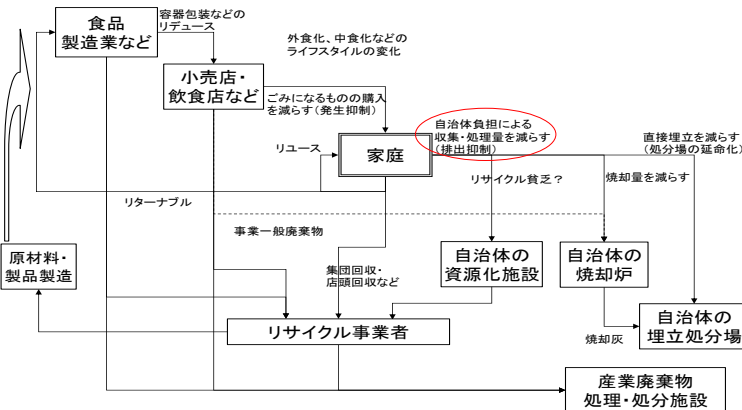
5

報告2(ケース1):低炭素社会 飯田モデルに関して 地域におけるアクターの協働の切り口から

- ・ 市民社会と産業社会の両面からの社会イノベーション
公的領域と私的領域:公共の関与の度合い
- ・ 地域の中核産業:市民と産業の(雇用などの)関係は？
- ・ 産業成長と環境保全の両立:精密機械、航空宇宙などの高付加価値型産業ではなくエネルギー・資源多消費型の産業への示唆があるか
- ・ かつての企業城下町の新たな発展形態は？
- ・ 協働の「場」とは具体的には何か。その成立要件は？
- ・ 全ての事例について共通の課題だが、他地域への横展開の可能性は？

6

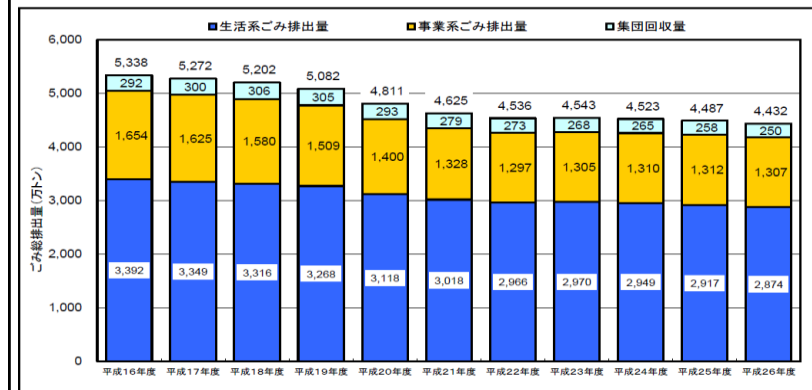
報告3(ケース2):循環型社会 掛川モデルに関して ごみ減量化:リデュースするべきものは何か？



容器包装の3Rを進める全国ネットワーク主催「振り返り集会」(2016)における森口の講演資料より

7

生活系ごみと事業系ごみ

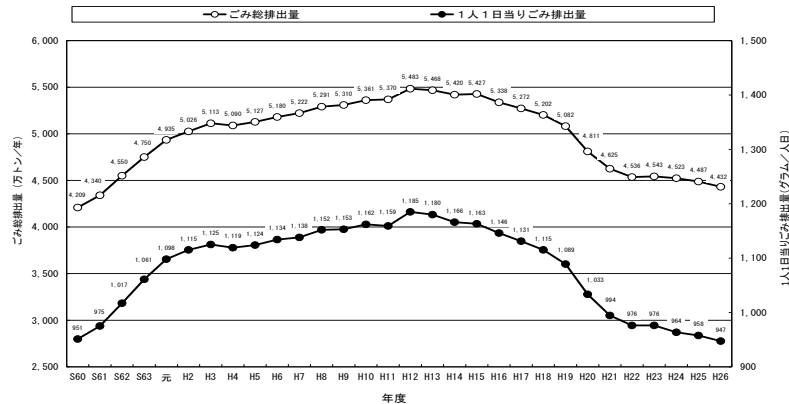


図ー2 生活系ごみと事業系ごみの排出量の推移 (注5)

出典：一般廃棄物処理事業実態調査の結果(平成26年度)について <http://www.env.go.jp/press/files/jp/29245.pdf>

8

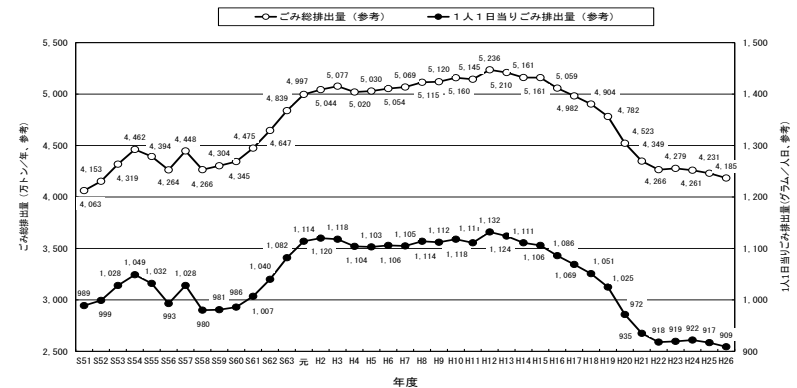
ごみ排出量(集団回収量を含む)の推移



出典：日本の廃棄物処理平成26年度版 http://www.env.go.jp/recycle/waste_tech/ippan/h26/index.html

9

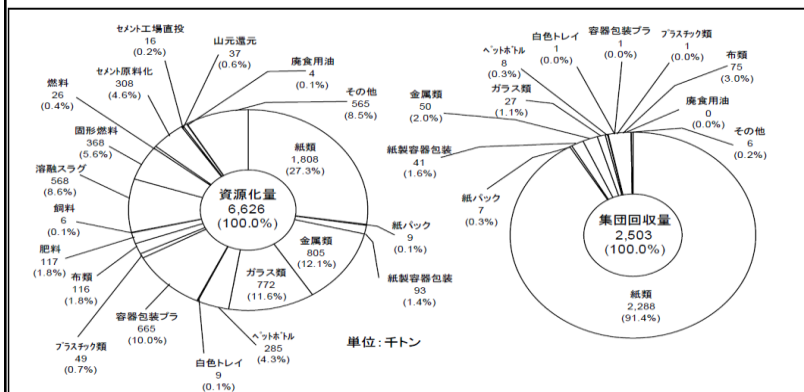
集団回収量を除くごみ排出量の推移(1976～2014年度)



出典：日本の廃棄物処理平成26年度版 http://www.env.go.jp/recycle/waste_tech/ippan/h26/index.html

10

市町村による資源化量と住民団体などによる集団回収量



図一六 資源化量の品目別内訳

出典：一般廃棄物処理事業実態調査の結果(平成26年度)について <http://www.env.go.jp/press/files/jp/29245.pdf>

11

報告3(ケース2):循環型社会 掛川モデルに関して ごみ減量化:リデュースするべきものは何か?

- 掛川市の場合、2009→2010の変化は集団回収の激減による。
4,629t→5,93t、紙類の資源化量 5,377t→1,275t (出典：一廃処理実態調査)
- コンテナ回収(拠点回収)は自治体の収集コスト低減に有効であり、EPR的観点も含め他の一般廃棄物にも適用の余地あり(例:容器包装)。
- 掛川市HPによれば、自治体の独自回収に対して資源化物回収活動交付金が支給されており、こうしたケースでは集団回収として一般廃棄物処理実態調査に報告するのが一般的。
- そもそも、自治体の一般廃棄物収集量にかつては集団回収量は含まれていなかった。循環基本法の「廃棄物等」「循環資源」の考え方にに基づき、現在では自治体が関与した回収量は含めるのが一般的。「廃棄物等」の量は増えるが、リサイクル率もある。→制度的受容性におけるマクロとミクロの不整合?
- 近年、事業系ごみが増加傾向だがその原因は把握されているか?
事業系一般廃棄物と産業廃棄物の境界は明確に運用されているか?
- 高齢化に伴い、分別やごみ出しの負担軽減にも要配慮。

12

汚物掃除法(1900年)

汚物掃除法(明治33年法律第31号)・・・但し下記は昭和5年の改正後の条文

第一条 市内ノ土地ノ所有者使用者又ハ占有者ハ命令ノ定ムル所ニ依リ其ノ地域内ノ汚物ヲ掃除シ清潔ヲ保持スルノ義務ヲ負フ

第二条 市ハ本法其ノ他ノ法令ニ依リ別段ノ義務者アル場合ヲ除クノ外其ノ区域内ノ汚物ヲ掃除シ清潔ヲ保持スルノ義務ヲ負フ

第三条 市ハ義務者ニ於テ蒐集シタル汚物ヲ処分スルノ義務ヲ負フ但シ命令ヲ以テ別段ノ規定ヲ設クルコトヲ得

第四条 市ニ於テ前条ノ処分ヲ為シタル為ニ生スル収入ハ市ノ所得トス

第四条ノ二 市ハ汚物処理ニ付命令ノ定ムル所ニ依リ手数料又ハ使用料ヲ義務者ヨリ徴収スルコトヲ得

第五条 市ハ汚物掃除ノ施行及実況ヲ監視セシムル為ニ必要ナル吏員ヲ置クベシ

第六条 当該吏員ハ掃除ノ実況ヲ監視シ必要ナル事項ヲ施行スル為ニ其ノ事由ヲ告知シテ私人ノ土地ニ立入ルコトヲ得

第七条 本法又ハ本法ニ基キテ発スル命令ニ依リ私人ニ於テ履行スヘキ事項ヲ履行セス又ハ之ヲ履行スルモ充分ナラスト認ムルトキハ当該吏員ニ於テ之ヲ施行シ其ノ費用ハ市ニ於テ之ヲ支弁スベシ

2 前項ノ処分ハ予メ履行期間ヲ指定シテ戒告スルニ非サレハ之ヲ為スコトヲ得ス但シ必要ノ期限内ニ履行シ得スト認ムルトキハ此ノ限ニ在ラス

第八条 前条ノ処分ヲ為シタルトキハ市ハ市税ノ例ニ依リ其ノ費用ヲ義務者ヨリ徴収スルコトヲ得

第九条 汚物ノ種類汚物掃除並清潔保持ノ方法及施設ニ關スル事項ハ命令ヲ以テ之ヲ定ム

附 則

第十条 本法ハ明治三十三年四月一日ヨリ之ヲ施行ス

第十一条 地方長官ハ区町村、町村制ヲ施行セサル地方ニ在テハ町村ニ準スヘキ地又ハ其ノ一部ヲ指定シ本法ノ全部又ハ一部ヲ準用スルコトヲ得

出典：中野誠、中野文庫<http://www.geocities.jp/nakanolib/>

13

報告4(ケース3):自然共生社会 豊岡モデルに関して 地域固有の「自然」

- ・「自然共生」という語における「共生」の本来の意味との関連性
片利共生なのか？ 相利共生的な意義はありうるか？
- ・地域固有の自然(資源)がどうすれば付加価値を生み、地域 経済や雇用に寄与するのか→いわゆる「地域創生」との関連性
- ・コウノトリ育む農法:「コウノトリ」のブランド化
→市場的受容性は地域にとどまるのか、マクロに拡がるのか？
- ・マイクロ・マクロ・ループ:マイクロとマクロを繋ぐ中間体は？
- ・社会イノベーションにおける国レベルと地域レベルの「共生」の姿は？
- ・全事例に共通する問:首長、上位の地域単位の政治家の役割

14